

第 18 号議案

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例

足立区地域学習センター条例（平成 13 年足立区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「別表第 2 に定める使用料」を「別表第 2 に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

施設使用料

使用区分 施設名		午前	午後	夜間
		午前 9 時～午後 零時 30 分	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時 30 分 ～午後 9 時 30 分
学習室		2,300円	2,900円	3,600円
教養室（和室）		2,300円	2,900円	3,600円
工作室		2,300円	2,900円	3,600円
料理室		4,000円	5,000円	6,100円
音楽室		2,300円	2,900円	3,600円
ホール(平日)	舞台付	5,600円	1万1,200円	1万6,800円
ホール(土曜・日曜・休日)		7,600円	1万4,400円	2万1,800円
ホール	レク用	4,000円	5,300円	6,400円

会議室	1,200円		1,500円		1,800円	
レクリエーション ホール	午前	午後 1	午後 2	夜間		
	午前 9 時 ~ 午後 零時	午後 零時 3 0 分 ~ 午後 3 時	午後 3 時 3 0 分 ~ 午後 6 時	午後 6 時 3 0 分 ~ 午後 9 時 3 0 分		
	3,000円	3,800円	3,800円	4,500円		

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において教育委員会が定める額とする。

別表第 2 (第 9 条関係)

駐車場使用料

単 位	使用料
3 0 分につき	2 0 0 円

備考

- 1 使用時間が 3 0 分未満のとき又は使用時間に 3 0 分未満の端数があるときは、3 0 分として計算する。
- 2 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地域学習センターの使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。